

# 判決効とクラス・アクション

田 中 ひとみ

## 1. 序

本稿に於いては、民事訴訟の判決効拡張に関して、共同訴訟との関連を中心として論じている。請求との関連について（第2章）、併合との関係（第3章）、英米法のクラス・アクションについて、若干の紹介（第4章）、次に民法の体系から、民事裁判で多数当事者間の訴訟となる論点の適示を行い（第5章）、最後にまとめを付した（結語）。

本来、現実の訴訟の単位は、請求原因（紛争）が同一であっても請求の併合や分離、共同訴訟のあり方により異なる。この場合この訴訟の後訴への遮断効の範囲は如何にして決定されるべきなのであろうか。

まず、管轄が同一に決定されるならば、一単位の訴訟とされ、裁判が為され、判決は確定する。すなわち、管轄に従って後訴に対する遮断効としての拘束力が生じる。ここでは、この管轄は、主として土地管轄であろう。そして、また、当事者適格によつても同様の事件が特定される。この判決効は拡張される可能性がある。私見では、法的に利害関係を有する第三者に対して判決は拡張可能とされる（例えば、民法の多数債権債務関係、債権者代位権、債権者取消権等についての判決はこのように第三者に拡張される。これに対し、登記請求権のように対世効が問題となる場合と区別すべきである）。

第二のテーマ設定として、判決の効力の広さは、第一に、管轄、当事者適格で決定され、第二に請求の併合、分離により裁判上変化し、第三に、参加すなわち共同訴訟の一種とされ、途中から参加し（opt in）、途中から脱退し（opt out）、にも関わらず、判決効は及ぶものとされる。第四に判決効は法的に利害関係を有する第三者に拡張される。そして、第五に、一般的には、後訴は広く遮断されるべきである。なぜならば、現時では訴訟は頻繁に起り、そして濫訴防止の観点

から、制限されるべきであること、また本来、訴訟経済の観点から、前訴で本格的に争い、統一して解決されておくべきことから、後訴は、広汎に遮断される訴訟物論における新説が訴訟法上妥当し、この傾向はドイツ、アメリカ合衆国の実務の採用する立場である。

## 第2章 判決効に於ける拡張の問題

判決効をめぐる論争は本章に於いては、民事訴訟法との関係（2.1 判決効の拡張と共同訴訟）、第二に請求の併合との関係（2.2 判決効の拡張と請求の併合）が問題とされるべきであろう。各論としてさらに第三にアメリカ合衆国クラス・アクション（3. クラス・アクション）、第四にドイツの団体訴訟（4. 団体訴訟）が問題となる。その後に他の訴訟に於ける判決効の拡張を考察し（5. 判決効と訴訟）、総括（6. 結語）を述べたい。

### 2.1 判決効の拡張と共同訴訟

判決効は拡張され得る。ではこれはどのような条件の限定のもとで行われるべきであろうか。まず、第一に、訴訟法上の諸原則（弁論主義など）が行われ、第二に、訴訟方式（訴訟告知、呼出など）に則り裁判が為され、第三に、手続の進行の手続保障が当事者に対して保障され、第四、に実体権の確定の判断（判決）が適式に行われるべきである。

それでは、共同訴訟については如何なる問題が生じるのであろうか。

まず、共同訴訟は、紛争の大きさ、訴訟原因（cause of action）の広がり、拡大により多様に変動し、参加（opt in）、脱退（opt out）により流動的であり、様々な諸条件により決定され、ついに終局的に決定されることとなる。最終的には、各個人ごとの判決が存在するが、そこには、通常共同訴訟、類似共同訴訟、固有共同訴訟、が実体権のスタイルとして枠づけられ、この原則により、裁判が実施される。

いずれの範囲の請求につき判決の主觀的範囲、客觀的範囲が同一又は異別とな

るかはこの条件によって決定される。訴訟原因（cause of action）とは何か、どのような条件で確定され、拡大、広がり、限定が判断されるかは、多様でありうるが、現実の紛争に適切に処理され、手続の諸原則と利便な手続により、適式に裁判手続が行われる。訴訟原因は裁判上、審理手続での法的事実の主張から始まり、法的判断（判決）が為されるための裁判上の指針とされるべきである。また、判決効拡張の正当化根拠ともなって、最終的には訴訟手続の担保とされることとなる。

この訴訟原因（cause of action）は、審理の合理化への追求の指針であり、紛争の単位を定め、請求の併合等および弁論手続の諸条件を決定する。これはまた裁判材料であり、かつ裁判を開始する原因である。また、更に、1回の訴訟で行われる判決効の広さの基準である。これは判決効拡張の妥当性の為の単位かつ指針とされよう。

この訴訟原因で管轄の特定や審理の併合の条件、また、判決効をまとめるキーワードは、請求の関連性という概念となる。

共同訴訟とは通常一人の原告、被告の一つ請求が多数当事者訴訟、場合の手続の処理、扱いを行う単純化のための技術である。また、これこそは関連性の概念に基づいて、請求の原因を束ねる訴訟の単位とされる。

のことにより、共同訴訟は全面的に解決を図ることとされよう。このように複数の当事者や請求を一つの訴訟として扱う法的技術である。

共同訴訟のスタイルとして請求の併合、当事者の併合、後発的な参加がある。当事者の併合につき、当事者の人数の確定を個別の訴訟で個々に行い、請求の併合で複数の請求を一つ請求、訴訟、ないしは判決として扱う手続こそが共同訴訟である。ここでこの単位が訴訟原因であり、管轄や一個の判決の単位とされるのである。

ここで、併合は、これをしないと判決の単位が異なることから、別訴、別事件として扱われることを回避するための審理のための技術である。このような法的な技術とは、訴訟の単位を決定し、訴訟の方式を決する基準である。これは紛争の全面的、抜本的解決のための基礎となるわけである。この礎となる概念は、管轄であり、併合の前提となる。この概念により別訴となるか否かが決定される。

設例を設けるならば、医療過誤訴訟で医師の過失により後遺症が発生したとしても、その前提とされた交通事故による負傷の損害賠償請求権は消失しない。これは、訴訟原因が存在し、複数の紛争（交通事故と医療過誤）につき、一つの請求権、一つの義務が各々に存在する場合であっても、紛争は訴訟については請求の併合ないし請求の分離によりそれぞれ判断可能であるとされることを意味する。この扱いは裁判所の裁量による。

別訴とされることは、できうるだけ回避されなければならない。なぜならば、別訴といったん判断されれば、その紛争は個別に細分化され、矛盾した判決が下されうるからである。そこで併合という手法が意義を有する。これは、既存の当事者間で裁判を行い続けるため、有意義とされる。ここで併合とは多数当事者間にいう参加である。因みに併合は当事者の申立によっても裁判官の命令によっても行われ、その裁判において当事者が否かが決される。裁判官としては、いずれの当事者間での判決を書くべきか、また当事者としては、参加すべきか否かの判断を行うのである。紛争解決を如何にして図るか、多様な裁判のあり方を決定することとされるが、請求を分離することにより、判決が矛盾することを回避するテクニックが併合という概念である。しかし矛盾回避は裁判官による義務的な併合によって可能とされるわけである。これにより、紛争は抜本的解決が図られる。ここで抜本的とは同一当事者の判決のみを扱い、先程の設例の交通事故運転手と医療事故訴訟の医師を各々別個に扱い、加害者として扱うか、併合して複数の加害者を共同訴訟、の同一被告とするかは、なお個別に扱うべき領域があることをここでは示しておきたい。

本訴の請求により、請求による判決の矛盾が無いように、裁判及び判決が行われるには、併合と分離が便宜であり、これが抜本的解決に資する。この判決は更に拡張されえ、法的に利害の調整を行い、矛盾判決を回避する。この併合に関しては、全ての共同訴訟、当事者を被告として併合しておかなければならぬわけではない。

訴訟の便宜と判決の矛盾・重複を回避しうる併合を義務的と認めれば足り、当事者の申立による任意的な併合は、不可欠ではない。共同訴訟、の類似必要的共同訴訟とはこのような場合である。

## 2. 2 判決の拡張と請求の併合

請求とは係争物である。判決の一般的な客観的範囲の大枠であり、様々な関連する利害の請求の受け皿として本訴上位置づけられる。

請求と関連性を有するとは、法的に利害関係性を有する、あるいは、また、利害関係を欠くということであり、すなわち受け皿と受け皿が接点を有するということである。同一の請求であれば同一の訴訟原因として審理可能であり関連性を有し、また異なる審理・裁判とするならば、異別の訴訟原因として対処すれば足りる。

関連性には物的関連性と人的関連性がある。土地管轄や訴額では両者と関連する。アメリカ合衆国の当事者性は人的関連性と、事件性は物的関連性がそれぞれ関わる。これらは、一つの判決によって、終局的にどのように一事件として扱い、どこまでを救済するか、という問題を内包する。ここに於いては一方当事者や他方当事者に不利益を与えてはならず、それが回復不可能な損失とならぬように留意すべきである。この関連性とは、個々の事件を位置づけることであり、紛争解決のあり方を決める最初の事件の扱いの技術として或る。別訴が行われるという事は、併合等が為されず、判決が矛盾する可能性があり、さらに判決が為されても、判決効が拡張され私見によれば利害関係ある第三者との調整ないし、いずれかの手段による統一的解決が行われる、ということである。別訴と後訴はこの点で区別される。すなわち前訴判決により、遮断されないのが前者であり、前訴判決により遮断されるのが後者である。他方、関連性が無い、すなわち利害関係を欠き併合されない裁判が為される場合、その当事者の不在のまま審理を行って良いのか、という対応が問題となる。この場合、終局的には判決で決着を点けて良い。すなわち判決効の拡張を行い、私見では利害関係ある第三者にも前訴判決効の拡張を行い、利害のバランスを調整をとるべきである。このような多様な扱いにより、後日においても、調利害関係の調整が可能である。

また、訴訟要件おうち当事者適格については不可欠な当事者を欠いた審理が実際に行われた場合には判決には熟しておらず、口頭弁論の期日を終了して判決を行ってはならない。この場合には、訴訟告知を行い、呼出し、訴訟に引き込んで

審理を再開し、判決に熟すれば期日を終結して判決を言渡すこととなる。共同訴訟においても、当事者適格ある者を欠く判決は無効とされよう。

主観的に併合されず、請求の人的併合が行われない故、訴え却下された場合、どのような対処が適切であるか、については却下である故、原告の救済が図られるべきであろう。別訴としてその原告に更に訴訟を行うか、別訴として途中から当該原告に訴訟に引込むか、あるいは、他の共同訴訟として扱うか、または反訴を許すか等々の様々に対応があるが、いずれにせよ、当該原告のための審理を行い、判決の名宛人とされるよう対処すべきである。

### 3. クラス・アクション (class action)

クラス・アクションはその初期はイギリスで発展した制度である。クラス・アクションは重要な利害を有する多数の個人や組織により提訴される訴訟を許容するものであり、彼らの権利や責任を一つの訴訟で判決を言渡すことが、個々の手続で判決を下すより実効性を有する。1990年代には、多発した証券詐欺事件をその後も大規模不法行為訴訟を扱かつた<sup>1)</sup>。

クラス・アクションのアメリカ合衆国での発展は、1966年の連邦規則23条の改正に帰するところが多い。その後、1995年の米国議会での一連のクラス・アクションの弊害のため、法令が制定され、規則23条は、1998年のクラス（集団）の認定の定義により、更に修正された。そして2003年には、クラス・アクションのより大きな指針となる運営が法制化されている。ここでは全ての利害の代表が企図され、欠席者への告知につき、改正が為された。

クラス・アクションにおいては、原告または被告たりうる利害関係者がクラス代表者 (class representative) として名乗り出て、自分自身のためだけではなくあらかじめ画定される他の利害関係者——クラス構成員 (class member) ——の為にも原告ないし被告として訴訟遂行して、その結果としての判決や和解などの効果が、有利不利にかかわらずすべてのクラス構成員に及ぶことになる。クラス代表者の側から名乗り出る点で、日本の民事訴訟法30条の選定当事者（被選定者側で代表者を選ぶ）とは異なる<sup>2)</sup>。

また、連邦民事訴訟法規則 23 条では、(b) 項で 3 種類のクラス・アクションを定め、かつ (a) 項の要件は、第 1 に、すべての構成員を併合することが現実的でないという構成員の他数性 (numerosity)、第 2 に、クラスに共通の法律問題または事実問題があるという共通性 (commonality)、第 3 に、クラス代表者の請求ないし防御がクラス全体中で典型的であるという典型性 (typicality)、第 4 に、クラス代表者および弁護士がクラス全体の利益を公正かつ適切に保護することができるという適切性 (adequacy)、である。<sup>3)</sup>

連邦民事訴訟法規則 23 条 (b) 項 (1) のクラス・アクションと (b) 項 (2) のクラス・アクションについてはそれぞれの要件が充足されていれば裁判所はクラス・アクションとして訴訟を維持することを承認 (certification) し、個々の構成員を具体的に特定したり、特定する基準を設定することによってクラスの範囲を画定 (class definition) し、そこに該当する当事者は当然に当該クラスの構成員となり、クラス・アクションの結果に拘束される。<sup>4)</sup>

ところが、(b) 項 (3) のクラス・アクションについては同項の要件を充足したうえでクラス・アクションとして承認されてもなお (c) (2) 項で構成員に告知 (notice) をし、離脱 (opt-out) する機会を与えなければならない。<sup>5)</sup>

クラス・アクションの淵源は多数の請求を 1 回の訴訟で処理することのエクティ上の平和条項 (bill of peace) とされる。<sup>6)</sup> いわば主観的併合を特別に認めた結果であった。

クラス・アクションは、米国では保険証券詐欺事件において、特に多用され、大改革が制度上行われた。<sup>7)</sup> また、大規模不法行為 (mass tort) 訴訟については、ついに 2005 年のクラス・アクション改正法により、連邦管轄権拡張により、決着がつけられ、今後、この新しい条項の運用が連邦裁判所により、構築されてゆくこととされる<sup>8)</sup>。

さて、前述の平和条項 (bill of peace) は原告により提示されたならば、そのことにより、認められた。なぜならば、大きなグループの参加人が全員で訴訟することは不可能あるいは実行不可能であるからである。全ての個人が訴訟の行われる争点について共同の利益を有し、判決の名宛人とされた当事者が欠席している当事者の適切な利益を代表している。もし、予め必要とされた要件を充たすな

らば、その訴訟は代表される前提に基づいて手続は進み、実際に裁判を行った当事者が否かを問わず、すべてのクラスのメンバーが最終的に判決を言渡される。<sup>9)</sup>

クラス・アクションがイギリスの衡平裁判所に起源を有することから、これはエクイティとアメリカ合衆国の初期の裁判実務の方式として見出される訴訟においてのみ認識される。しかしながら、州法が19世紀のエクイティと法の融合(fusion of law)とされるなら、クラス・アクションは法(law)と同様に訴訟においても利用されるであろう。<sup>10)</sup>

1938年の連邦裁判所においては法とエクイティの混同(merger)に先がけて、連邦のエクイティの規則においては、欠席したクラスのメンバーが裁判所の判決に拘束されるか、また、手続が単に随意の参加者を分割するものとしてのみ機能するものなのかが、不明であった。1842年から1912年まで効力があったエクイティ規則48条に次の文言がある。「このような事件では、判決は、欠席当事者に対する権利と請求の損害がなくても言渡される。」この規定がなくとも、最高裁判所は、裁判所の面前に事件が提出されたか否かにかかわらず、すべての当事者に対して拘束力を有するとしている。<sup>11)</sup>

そしてこの混乱のいくつかは、最高裁判所判決 *Supreme Tribe of Ben-Hur v. Cauble* 事件<sup>12)</sup> に由来する。この事件は営利法人のすべてのメンバーは団体の設立定款の規律を示した判決に拘束される、と判示した。最高裁いわく、もし、判決が有効であれば、対立する他の判決は却けられるべきである。すべてのクラスはその判決により終結されなければならない。<sup>13)</sup>

1938年の連邦規則23条の公布はクラス・アクションが利用しやすく広まったという挑戦を示すものである。連邦組織は二つに分割され、そして、これにより法律による訴訟(actions at law)とエクイティによる訴訟(suits in equity)もが利用されることとなる。<sup>14)</sup>

連邦規則23条はクラス・アクションをクラスメンバー間の法律関係により3つに分類する。いわゆる「真正の」クラス・アクションは、訴訟の最初の所有者の権利が実現(執行)を拒絶された場合に、「連帶の」、「共同の」あるいは「副次的な」場合に利用される。混成の(hybrid)クラス・アクションは、クラスメンバーが多数(several)な場合であり、かつ、訴訟の目的が訴訟に含まれる特定

財産に影響する請求の判決である場合に混成のクラス・アクションは、許容される。いわゆる「不真正な」クラス・アクションは、クラスメンバー間で法律関係が多数 (several) であることが要求されるのであるが、共通の法律問題あるいは事実問題が「多数の」権利に影響する場合、そして共通法による救済が要請される場合には、さらに前進させて良い。<sup>15)</sup>

疑うことなく、これら3つのカテゴリーにおいて最も論争があるのは、「不真正な」クラス訴訟である。それは寛大な、参加のための併合以上のものではない。なぜならば、判決の名宛人とされた当事者のみが判決に拘束されるにすぎないからである。<sup>16)</sup>

主要な混乱は、共通法による救済を追求すべきだ、という要請に強く依存する。いくつかの判例は次のことを肯定する。すなわち、訴訟当事者が損害を被ったため、個々の権利を有する場合、クラス訴訟は維持されえない。より一般に受け入れられる見解によるならば、しかしながら、同種の救済が、追求されるのに、このことが、他のメンバーの利益に反する場合である。<sup>17)</sup>

そもそも連邦規則23条の最大の困難さは、3つのクラス・アクションのカテゴリーを分類する限界の推定的な定義である、法的関係性の混乱した理念的性格にある。<sup>18)</sup>

第2の問題は、次の事実から生ずる。すなわちひとたび要求された法的関係が存在するとされると、クラス訴訟は、共通法上の問題が重要である、あるいは個々の争点より優勢であるということを提示しなくとも、訴訟が維持されてしまう点にある。この欠陥は、訴訟経済 (judicial economy) の達成される何の保証もない、実質的な個人の争点に関して加重な負担となるクラス・アクションの維持を許容してしまう。この問題を悪化させるのは、クラス・アクションのルールのテクストが地方裁判所の裁判官に如何にして個々の争点を扱うかについて何ら言及せず、またもし文言上はこれを言及したとしても争点の分離をして個別に判断することを許容しているとは思われない点である。

クラス・アクションの任意の、そしてまた理念からの3分類への不平は、連邦規則23条修正の民事規則諮問委員会をもたらした。そして、その作業の所産は1966年から発効している。現在の連邦規則は、機能的用語の意味において、ク

ラス・アクションが適切であるか否かの決定の試みを反映している。<sup>19)</sup>

さらに言及すると、連邦規則 23 条は、裁判所に対してクラス・アクションを扱うについての提案の基準について、実質的な指針を与えている。多数の論評が、1966 年以後のクラス・アクション規定が若干の例外はあるものの、最近の連邦規則 23 条の具体化した手引きを包含するものであると、従って連邦実務の理解は重要な適用である、と改訂している。これは、ドラマチックに 2005 年 2 月に施行されたクラス・アクションについても、連邦問題管轄権を拡張して規定した事実を誇張したものである。<sup>20)</sup>

次に先決事項について考察する。まず、連邦のクラス・アクションの先決事項について、であるが、連邦クラス・アクションの事件の取り扱いの妥当性の決定については、典型的には、2 つの段階のプロセスがある。まず第 1 にいくつかの手続で先決事項が充足されているか、定義づけなければならない。<sup>21)</sup> そして、第 2 に連邦規則に設営されたクラス訴訟の認められているタイプのうち、1 つの定義に特定のクラス・アクションが当てはまるか否かを確証しなければならない。<sup>22)</sup>。

いずれのタイプのクラス・アクションにも、連邦裁判所による訴訟手続が存在する。次の全ての質問は肯定的に解答されなければならない。

- (1) 特定しうるクラスが存在するか？
  - (2) それらの目的はクラス・メンバーの目的を代表するか？
  - (3) そのクラスは参加人が実行可能な程の大きさか？
  - (4) これらの法及び事実に関する質問はクラス・メンバー全員について共通するか？
  - (5) クラスの代表する請求や防御は他のクラス・メンバーの請求や防御と典型的なものか？
  - (6) 代表は適切に代表し、またクラス・メンバーの欠席の利害を防御するか？
- 通常は裁判官はこれらの要求について問題となった場合には、その決定に当たり、広汎な自由裁量を有している。もし、先決事項のいくつかが充足しない場合には、—— そしてクラスの扱いを求める当事者がそうであると示す証明責任を負っている場合には、その事件はクラス事件としての基礎を欠き審理されない。<sup>23)</sup>

過去に於いては、いくつかの連邦裁判所は、代表者に、原告のクラスが先決要件に含まれている場合、代表者が訴訟のメリットを受け続けること、請求が取るにたりないものではないこと、につき、十分な可能性があることをクラス・アクションとして訴訟が手続を許可される前に主張することを要求していた。この要請の背後にある合理性は、極端に高額なまた時間を多大に費やすクラス・アクションのメカニズムが活発化されるような実質的な請求が存在することを確証することであった。実務の状況は判然としない。実質的な請求を予備的に示すよう要求することは、クラスの原告に不適切な出発点として重荷を負わすこととなる。厄介で通常の簡略な手続より、方法に於いて、コストがかかることを証明できることが適切であろう。幸運にも最高裁判所が、Eisen v.Carlisle & Jacquelin 判決<sup>24)</sup>において実務のやり方を一掃した。

また、クラス・アクションは審理前に同一性あるクラスが存在しなければならないものとして手続が認められるべきことは、自明である。<sup>25)</sup>

このことは、訴訟の最初に於いてグループを代表された各メンバーがクラスを一つに特定されねばならないことを、また、同一性あるクラスが特定可能であることを意味するのではない。<sup>26)</sup>

むしろ、クラスの一般的な輪郭は、特定の個人がそのクラスのメンバーであるか否かが裁判所にとって確定が可能な様に、十分に輪郭を描くべきである。

確かに、このタイプの決定はクラスのメンバーの訴訟に告知が為されなければならず、あるいは、また、執行される如何なる回復にも配慮する為に行われるべきである。クラスの次元あるいは性質に関する深刻な両義性は、誰が訴訟で獲得される判決に拘束されるかの決定の問題をもたらす。代表がクラスのメンバーとなる第2の要請は、次の観念を前提とする。すなわち、もし、クラスの代表が個人的な利害を訴訟の結果に有するならば、彼らが十分な訴訟追行や防御を引受けたがるものだ、といった観念を前提とする。<sup>27)</sup>

クラスのメンバーは代表が欠席したクラスのメンバーの利益を適切に防衛するという保証を申し出る。<sup>28)</sup>

これは、事件の成熟性という訴訟要件を要求するものである。しかし、全ての代表がクラスのメンバーとなる必要はない。その中の一人がクラスのメンバーに

なることで十分である。<sup>29)</sup>

クラス訴訟を提起するための第3の要請は、クラスが参加者全員では訴訟の追行が不可能なほど大きいことである。<sup>30)</sup>

この要請は法的にではないが、数の原則と呼ばれるのだが、訴訟が参加によらなければ、極めて困難なこと、あるいは不便であること、を要求する。訴訟が不可能であることまでは要求されていない。<sup>31)</sup>

この要請は訴訟経済を充足しないクラス・アクションを排除しようという要求の表れである。もし、逆のこと、すなわちクラス・アクションの併合によって訴訟を便宜に行うのではなく、その逆によって、理性的、合理的、また、効率的に個々の訴訟により、他の参加の訴訟手続により、同様に実現されるのであれば、このような高額なクラスの制度を利用する必要はないのである。しかしながら、クラス・アクションの逆の扱いを手続として行なっても、参加人が実行困難であり、実質的に相当な個別の訴訟の負担を負うシステムに思われるのであれば、クラス・アクションは、重大な経済性を示すものである。他ならぬ参加人の数が、利便性の決定に重要な役割を演じている。そのいくつかは、次のとおりである。1) 訴訟の性格と複雑さ。2) 個々の請求の大きさ。<sup>32)</sup> 3) クラスのメンバーの地理的な分配。<sup>33)</sup> さらにクラスのメンバーについての熟慮は、たとえば、生誕や死亡そして就労の変化の結果、その個々の同一性が一定の変化をみせるような数多くの人々の参加を訴訟に求めることは、耐え難いことなので、そのような熟考は適切な考慮であろう。

第4のクラス・アクションの維持の為の要請は、事実や法について共通する問題点が存することである。従つて、クラスのメンバーを結びつけるのである。<sup>34)</sup>

なお、全ての法律あるいは事実の問題点が共通である、あるいは、両者にわたつてすることは要しない。<sup>35)</sup> しかし例えば、行動が異なった方法で様々なクラスのメンバーの態様をとりがちであるが、それにもかかわらず、識別されうる行動パターンが主張されたなら、識別可能な行動パターンが主張される場合には、この第4の要請は満足されたと考えられるのである。<sup>36)</sup>

他方、孤立した付帯事件が主張され、何らの共通の施策や実務が適示されないと、その要求は満足されたとはいえない。<sup>37)</sup>

クラス・アクションのための第5の要請は、請求や代表者による防御が、全てのクラスのメンバーの請求や防御において典型的なものでなければならない、ということである。<sup>38)</sup>

この要求を達成するため立法者が何を意図したかは必ずしも明らかではない。<sup>39)</sup>

典型的とは、代表者およびクラスのメンバーによる請求や防御による敵対性の欠如という用語でしばしばテストされる。<sup>40)</sup>

この要式化は、しかしながら後述のように実務では、代表者が欠席したクラスのメンバーの利害を適切に防御したか、という要請を識別することは、困難である。しかしあそらく、典型的であること適切に代表されることの要請との間のオーバーラップは意図なものであろう。<sup>41)</sup>

デグナン教授が述べているように、弁論主義は、訴訟追行者が、彼のために最善を尽くし、また、クラスのメンバーのためにも不可避に最善を尽くしたような、そのような訴訟追行者に対してのみよく機能するであろう。<sup>42)</sup>

従って裁判所は代表者の請求がクラスのメンバーの請求と同一性がなくともよい、と律している。<sup>43)</sup>

そして典型的である、とは通常、代表者やクラスの幹となる同一性理論に基づく、同一の大事件あるいは残りのメンバーの請求や防御のなかに見出されるであろう。<sup>44)</sup>

代表者の請求が他のクラスのメンバーの請求と著しく異なっている場合にのみ、典型的ではないとされるのである。<sup>45)</sup>

クラス訴訟の維持のための最後の前提条件は欠席したクラスのメンバーの利益を公平かつ適正に、いわゆる代表者が防御した、ということである。<sup>46)</sup>

最後のこの要請は、デュープロセスの次元を物語るものである。なぜならば、実効性の考慮と訴訟経済は以下の軽減に導く。すなわち或る人の権利や責任を判決されるとき、裁判所の一室に出席する権利の通常の保証の、クラス・アクションのコンテクストに軽減を導くからである。

裁判所は、欠席者が適切な代理人を有するよう、保証することに特に注意深くあるべきである。<sup>47)</sup> そうでないと、欠席者は、憲法上の瑕疵を理由に判決の拘

束を回避してしまう。もし、このことが起こると、実効性と訴訟経済の第1審での追求は、無効とされよう。<sup>48)</sup>

代表者はクラスのメンバーのために訴訟を行う権限を述べる必要はない。<sup>49)</sup>

さらに、代表者は、その質というより、その数によって、権限の行使を主張することで十分であり、その弁護団で十分である。<sup>50)</sup> 代表者の質は、いわゆる代表者と厳選された弁護団の競争に依存する。<sup>51)</sup> 確かに、弁護団の競争の重要性は、連邦規則23条の2003年の修正条項において(g)項の一部追加により、正式に任命されることが要請され、前条の規律のもとに裁判の経験を形成することが、その任命を規律する標準として含まれている。<sup>52)</sup> クラスの弁護団の選別は様々な要素<sup>53)</sup> の考慮を要する。特別な訴訟に含まれる特定の訴訟領域<sup>54)</sup> を配慮した、弁護士の経験や、裁判所に提出される書類の質がその考慮に含まれる。<sup>55)</sup> いわゆる当事者の発展は、彼らの提訴への動機や訴訟の結果への関心も考慮される。<sup>56)</sup> というのも、時にクラス・アクションの維持は極端に長期化し、費用の実質的な支出を伴い、代表者の資質は、たゆまずやり続けるこののみならず、精力的に訴訟を追行することにより深く関わる。代表者の個別の訴訟のサイズが一定したものでなくとも<sup>57)</sup>、裁判所は、代表者（ないし弁護士）がその訴訟に必要な費用を蓄える十分な経済的手段を有するかを配慮するであろう。<sup>58)</sup>

代表の適切性の決定に、挙げるべき最も批判の多い要素は、代表者と他のクラスのメンバーの間に対立するあるいは敵対する利益が存在するか否かである。しかし、単なる対立と論争の中核をゆく敵愾心のみが、重大とされよう。<sup>59)</sup> この点のリーディング・ケースである *Hansberry v. Lee* 判決<sup>60)</sup> では、民族的に制限した誓約書を廃棄することをクラスのメンバーが求めた事例でイリノイ州最高裁は、これを認めた。この事件は、誓約を破棄しようとする他のメンバーからの侵害を禁止することを誓約するクラスのメンバーが提訴した前クラス訴訟に拘束されることとされた。その誓約書自体には、クラスのメンバーの90%のサインがなければ、有効ではない、と書かれていた。この事実は第1審では原告、被告双方から主張されていたが、実際は70%のサインしか為されていない事案であった。連邦最高裁は、その目的が誓約書の有効性を支持し、無効を主張するものではない、クラス代表者により利益が適切に代表されていない、という理由から、

民族的に制限する誓約書を主張したクラスのメンバーは前訴判決に拘束されない、と判示した。この教訓は明らかである。Hansberry 事件のように、対立も共謀も存在しない場合には、クラスのメンバーと、対立する他のクラスのメンバーとの間の代表者の関係性につき、司法は注意して検討すべきである。裁判への基本的な目標として、確実なことは、代表者が適切で有効なものとして、訴訟を提起していることである。<sup>61)</sup> したがって、代表の適切性に関する一つの問題ある視点は、被告側のクラス・アクションが扱いにくい、という事実のみをもって扱いにくい代表の支配があると決定することにある。ここでは、利害がクラスのメンバーに敵対のために、代表者を基礎としては訴訟がもはや前に進まない、という事態に陥るのである。<sup>62)</sup>

クラス・アクションの代表が単に今論じた点のみで充足されるならば、裁判所は次の調査の段階に進まなくてはならない。即ち、訴訟が連邦規則 23 条 (b) 項の許容するカテゴリーの一つか否かの調査を裁判所は、行わなければならない。

連邦規則 23 条 (b) 項 (1) に規定されたカテゴリーは次の訴訟を許容している。

- (a) クラスに対立する当事者の行為の矛盾した標準を構成する矛盾する、あるいは多様な判決を結果として生じる個別の訴訟が提訴されている場合。あるいは、
- (b) 個々の訴訟がその訴訟においては当事者とされないクラスの他のメンバーの利益を根拠とする判決を結果としてもたらす場合。<sup>63)</sup> これらの要件の両者を必ずしも充足する必要はない。また、このテストで何ら敵対的でなくてもよい。事実、多くの訴訟においては、両要素が通常存在するのだが、法律の命令により救済がなされるか、あるいは、救済が禁じられていること要求している。これを緩やかに考察するならば、このカテゴリーは「損害には反する」クラス・アクションと位置づけ得よう。<sup>64)</sup> クラス、あるいはクラスのメンバーに対立する当事者の不利に帰結する個々の訴訟を扱うことをこのことは認めている。実際的な考慮は損害が（訴訟で）発見されるべきであるとする。対立的な当事者は、将来区々に矛盾した訴訟がもたらされる実際的可能性があることを個別の判決で言い渡されるだけかもしれない。<sup>65)</sup> また、個々のクラスのメンバーが反映する同じ方法で行動することが、法律あるいは実際的な必要性から、個々（のメンバー）や実体において、要求されるおそれもある。その事例では、個別のケースで個々の結

果がもたらされ、被告当事者がクラスのメンバーの何人かに法的な義務を果たさない結果に直面することがあろう。<sup>66)</sup>

個々の訴訟が大型の事件として、後に続くことも起こるので、ある請求の損害を対立的な当事者が賠償し、他者ではないというリスクしか存在しないならば、不利益は起りえない。<sup>67)</sup>

類似したこととしては、欠席したクラスのメンバーは不利益を証明するために、請求遮断効あるいは争点遮断効の觀念のもと、個別の判決に法的に拘束されることを示さないでもよい。<sup>68)</sup>

個別の訴訟の効力は、しかしながら、決定を受け止めるインパクト以上のものである。<sup>69)</sup>

例えば連邦規則 23 条 (b) 項 (1) は、個々のクラスのメンバーは（クラスの）限られた共通の基金の回復を求める場合に、法律に訴えることを許容している。もし、基金の所持金が個々の訴訟で初期の収入をまず、支出に充てることを基礎とするなら、基金はクラスのメンバーが請求につき<sup>70)</sup>、訴訟の機会を有するまでに、完璧に消費され尽くしてしまうかもしれない。また、従って、個々の訴訟はクラスのメンバーの個人の権利を実務的事項として脅威にさらす可能性がある。

第 2 のクラス・アクションのタイプは<sup>71)</sup>、連邦規則 23 条 (b) (2) のより次の場合に許容される。(1) クラス全体に一般的に適用されうる根拠に基づき訴えまたは、訴えを拒絶したクラスに対立する当事者。そして (2) クラスの代表が最終的な差止めによる救済あるいは、ふさわしい制定法上の救済を追求している場合<sup>72)</sup>、被告の行動を変えることを追求する訴訟はいずれも認められているが<sup>73)</sup>、この連邦規則 23 条のカテゴリーが民事裁判、そして様々なタイプの憲法訴訟において最も多く利用されている。<sup>74)</sup> 連邦規則 23 条 (b) (2) 条の想定する事例は、クラスの対立者が、クラスのメンバーに一定の方式で訴えたことにより、行動のパターンとなり<sup>75)</sup>、またクラスの全てのメンバーに影響する規律的な方法を当事者が構成した場合とされる。<sup>76)</sup>

全てのクラスのメンバーが対立的当事者による訴訟に直接影響を受けたことや不快感は不要とされる。<sup>77)</sup> このことは、また、憲法の調整規定を攻撃的に主張

した事例においても真実であろう。更に、その性質上、最終的に救済が主張される場合、予備的な差止め請求や現代的な規制命令の請求のみでは、十分ではない。しかしながら、損害が付隨的であると考え追求する限り、連邦規則23条(b)(2)の下では<sup>78)</sup>、差止めに付加的にあるいは、宣言的救済に付加的に裁判を要求する不服という単なる事実では、証明は無効を宣言されない。<sup>79)</sup>

クラス・アクションの3つの類型のうち、最も論争があるのは、連邦規則23条(b)(1)に規定されている「共通の争点」あるいは、「損害」クラス・アクションであろう。<sup>80)</sup> この適用には3つの要素が不可欠である。(1) 法及び事実の共通問題は個々のクラスのメンバーへの影響を超える概念を支配する。(2) クラス・アクション手続は逆に（クラスごとに扱う）裁判をする方法に優越する。(3) クラス・アクション制度のクラスのメンバーや訴訟や権利の法的な本質について最も実際的なアドバイスはクラスからメンバー自らを排除するということである。<sup>81)</sup>

「共通の争点」クラス・アクションの要請を2つの若干あい対立する政策を調整する試みが反響する。まず一方は訴訟経済と法的実効性が、裁判の重複や矛盾を回避し、法的にも事実的にも類似した訴訟を一つの訴訟に結び付ける方向性を指示示す。確かに、クラス・アクションの扱いは、共同訴訟では、個々の訴訟を正当化し、彼らの権利を主張するには、あまりにも小さすぎる場合に個人に請求することを可能ならしめることとなる。<sup>82)</sup> 他方で、デュープロセスや手続上の公平さといった伝統的な観念は、個人を反映しない訴訟へ個人がコントロールを失うという危険性に直面する。そして、数百あるいは数千の他者と、弁護士を取り合うことに追いやられよう。<sup>83)</sup>

個々のクラスのメンバーを反映させ、法や事実の共通問題が、争点を超えて支配すべきだという要請の試みは、これらの対立的な政策間の調整を成し遂げる。<sup>84)</sup> 個々の争点が共通問題よりも多用されるように思われるとしても、そうすることの方が、分離された訴訟において、個々の裁判を個人に行わせるよりも、実質的により実効的であると思われるならば、クラス訴訟はなお認められる。<sup>85)</sup>

従って裁判所はしばしば、事実的争点や法的争点の重要な共通の核が存在するか、尋ねるという優勢なアプローチを採用する。<sup>86)</sup> しかし、この共通の核は、事件を扱う全ての争点を含む必要はない。<sup>87)</sup>

## 第4章 団体訴訟

ドイツに於いては、団体に訴訟を肯定する立法化が行われ、この訴訟の法的性質が多様に論じられている。専ら差止請求のみが許容されている。日本法の消費者契約法の立法にも影響をもった。

## 第5章 判決効と訴訟

民法の債権法などには、第三者の登場する場面が多くみられる。これらは、民事訴訟法上、多数当事者の訴訟として扱われ、その審理のあり方や、判決の効力などにつき、様々な制度設計の試みが行われている。判決効の問題としては、会社訴訟、行政訴訟等においても、株主訴訟では、訴訟類型の問題として扱かたり（対世効を主に念頭におく）、行政事件訴訟法（32条1項、参照33条）では、第三者への判決の拡張として論じられている。

ここでは、民法上、共同訴訟ないし、判決効の拡張が予定される論点を適示したい。

- (1) 第三者の選択権（409条）
- (2) 履行の強制（414条）
- (3) 債権者代位権（423条）
- (4) 証害行為取消権（424条）
- (5) 多数当事者の債権及び債務（不可分債権、不可分債務、連帯債務、保証債務など）（427条～465条の5）
- (6) 債権譲渡（466条～473条）
- (7) 第三者の弁済（474条）
- (8) 債権の準占有者に対する弁済（478条）等
- (9) 代償請求権
- (10) 不当利得
- (11) 共同不法行為
- (12) 家事事件
- (13) 登記請求権（対世効）

- (14) 不真正連帶債務
- (15) 共有
- (16) 相続
- (17) 転貸借
- (18) 時効
- (19) 遺言
- (20) 法人
- (21) 登記請求権

以上のほか、民事訴訟法上、共同訴訟、判決効の拡張（第三者効）、対世効が問題とされるのは、

- (1) 形成権（相殺、解除権、取消権、建物買取請求権、白地手形の補充権、等々）  
の行使
- (2) 一部弁済
- (3) 法人格否認の法理
- (4) 信義則
- (5) 反射効
- (6) 争点効（判決理由中の判断の効力の拡張）
- (7) 口頭弁論終結後の承継人（民事訴訟法 115 条 1 項 3 号）
- (8) 請求の目的物の所持人（民事訴訟法 115 条 1 項 4 号）
- (9) 保険
- (10) 法定訴訟担当
- (11) 境界確定訴訟
- (12) 執行関係訴訟
- (13) 倒産法関連訴訟
- (14) 仲裁
- (15) 國際民事訴訟

以上は、類似必要的共同訴訟の類型である。この観点からの統合、審理の画一化、判決効、証明論等々の再検討が可能であろう。これらは、重複訴訟の禁止、矛盾

判決の禁止の観点から、広く、後訴を遮断し、紛争の一回的解決を図る、判決効の拡張が行われるべきである。

## 第6章 結語

クラス・アクションの要件は通知と適切な代表である。後者について本稿は検討した。この手続保障のもとに、後訴の可否、判決後の拡張（私見によれば、オプト・アウトを通知がない、あるいは利害が適切に代表されない場合に原則として認めて後訴を許容する）についてさらに検討してゆきたい。

民事訴訟法上、潜在的な意味にせよ、共同訴訟とされる場合について、考察を行った。これは、民事訴訟法の法統一の一助として、予備的な作業としたい。今後も引き続き考察を重ねてゆきたい。

### 注

- 1) 浅香吉幹『アメリカ民事手続法』[第4版] 43頁、44頁。
- 2) 前掲、35頁、36頁。
- 3) 前掲、38頁。
- 4) 前掲、40頁。
- 5) 同上。
- 6) 前掲、42頁。
- 7) 前掲、43頁。
- 8) 前掲、44頁。
- 9) FRIEDENTHARL, KANE, MILLER, CIVIL PROCEDURE, p.759 (4<sup>th</sup> ed.2005).
- 10) Op. cit., Stearas Coal & Lumber Co.v.VanWinkle. 590 (C.C.A.Ky.1915), cert. denierd 241U.S.670; Colt v. Hicks, 97 Ind. App. 177, 179N. E. 335 (1932).
- 11) Op. cit. p. 760. Smith v.Swomstedt, 57U.S. (16.How) 288, 14L. Ed. 942 (1853).
- 12) 255U.S.356, 41S.Ct.338, 65L.Ed.673 (1921).
- 13) 255U.S.at367, 41S.Ct.at342. 1934年以前のクラス・アクションのより詳細な歴史的発展に関する議論は See 7 A.C. Wright, A. Miller & M. Kane, Civil 3d § 1751.
- 14) Op. cit. p. 760.
- 15) Op. cit., 連邦規則23条の実務の詳細な説明については、See 7A C. Wright, A. Miller & M. Kane, Civil 3d § 1752.
- 16) 不真正クラス・アクションは、公正労働基準法 (Fairlabor Standard Act) の中に含まれる数多くの訴訟に見られる。例えば、Penthand v.Drabo Corp., 152F. 2d851 (3d Cir. 1945). 大規模訴訟不法行為訴訟としては、例えば、Kainz v. Anheuser-Busch, Inc., 194F.

4d737 (7<sup>th</sup> Cir. 1952). これを明確に否定した判決として、344U. S. 820; 独占禁止法の事例として、例えば、Kainz v. Anheuser-Busch, Inc., 194F. 2d737 (7<sup>th</sup> Cir.1952). これを明確に否定したのは、344U. S. 820.

- 17) 共通法上の救済の要請は、全てのクラスのメンバーが損害を追求する場合にも、全てのメンバーがエクイティ法上の救済を追求する場合にも条件を充たす。というのも、あるクラスのメンバーが損害を追求し、他のメンバーらが（普通法上の）差止請求を追求する場合とでは、状況が異なるからである。Oppenheimer v.F.J. Young & Co., 27 F. 2d387 (2d Cir. 1944).
- 18) この混乱は、1つの事件を引き起こした多様な見解に図示しうる。Deckert v.Independence Shares Corp., 27F. Sopp. 763 (E.D.Pa.1939). これを覆した判決として、108F. 2d979 (3d Cir. 1941). 原告が詐欺的債権者を理由に訴訟する原告の請求は、混成型 (hybrid) である。これを被告は不真正 (spurious) クラス・アクションと主張しうる。地方裁判所は滅多にそれがクラス法 (class bill 団体訴訟のための法律) であるとは言明しない。反対に、巡回裁判所においては、不真正訴訟であると性格づけている。最高裁判所からの差戻審では訴訟は維持されうるものと主張する。しかし、その裁判所はこのことを性格づけていない。さらに保留されるべきは、地方裁判所の裁判官は、訴訟を混成型とし、そして、ついには、二度目に控訴巡回裁判所に控訴された場合には、裁判所は名宛人とされたかは重要ではない、と宣言している。
- 19) 現行連邦規則 23 条は、また、クラス・アクションを 3 つのタイプに分類しているが、それは、先祖たる元來の条文との類似性とは決別しており、従来の実務を不朽のものにしようとした、いかなる試みも、そして、「真正の」、「混成の」、「不真正の」、といったラベルも不適切であろう。
- 20) The Class Action Fairness Act of 20095, Pub. L. 109-2, 28U. S. C. A. §1332 (d), 1453.
- 21) See Fed. Civ. Proc. Rule23 (a). 本条の要件に関しては、See 7A C. Wright, A. Miller & M. Kane, Civil 3d §§1759-71.
- 22) See Fed. Civ. Proc. Rule23 (b), 7Aa C. Wright, A. Miller & M. Kane, Cuivil3d §§1772-84. 1.
- 23) Williams v. Weinberger, 360F. Supp. 1349 (N. D. Ga. 1973); Southern v. Broad of Trustees for Dallas Independent per curiam 461F. 2d1267 (5<sup>th</sup> Cir.1972). 主張されているように、訴訟の失敗は全ての要件が充足する場合には、必ずしも却下されない。しかしながら、クラスが再定義されえ、あるいは、代表は先決要件を充足するよう、変更されうる。Geraghty v. U. S. Parole Comm n, 719F. 2d1199 (3d Cir. 1983), cert. denied465U. S. 1103; De Bremaeckerv. Short, 433F. 2d733 (5<sup>th</sup> Cir. 1970); Shivelhood v.Deavis, 336 F. Supp. 1111 (D. Vt. 1971).
- 24) Eisen v. Carlisle & Jacquelin 417U.S.156,94S. Ct. 2140, 40 L. Ed. 2d732 (1974).
- 25) In re A. H. Robins Co., 88 F. 2d 709 (4<sup>th</sup> Cir.1989), Cert. denied 493U.S.959;Cororado Cross Disability Coalition v.Taco Bell Corp.,184F.R.D.354(D.Clo.1999); United Bhd. Of Carpenter & Joiners of America, Local 899 v.Phoenix Asso s., Inc.,152 F.R.D.518(D.W.a.1996). クラスの同一性の特定可能性の詳細な議論については、See 7A C.Wright, A.Miller & M.Kane.

Civil 3d §1760.

- 26) Carpenter v.David, of Elections in City of New York, 124F.R.D.45(E.D.N.Y1989).
- 27) 特に、労働組合のように、法人化していない団体のケースにこの要請を適用した場合、問題がある。救済を求めなければ、組織は技術的にはクラスのメンバーではないことから、労働組合は、クラス訴訟においてメンバーの代表を追求する。See, e.g., Air Line Stewards & Stewardesses Assn, Local 550 v.American Airlines, Inc.,490F.2d636 (7<sup>th</sup> Cir.1973), cert. denied 416 U.S.993. Courts allowed the suit to be brought if the organization had specific authority from its members to sue on their behalf or if the Organization was created for the purpose of protecting the very interests that were the subject of the lawsuit. See Norwalk CORE v. Norwalk Redevelopment Agency, 395 F.2d 920 (2d Cir. 1968). 今日、法人化されていない団体の多くの訴訟上の問題は、連邦裁判所において、連邦規則 23 条 2 項により、扱われている。この条文は次の中で論じられている。7 C.C. Wright A. Miller & M. Kane, Civil 2d §1861.
- 28) 代表がクラスのメンバーではない、という発見はしばしば、適切な代表の欠如と表現される。See, e.g., Alexander v.Yale Univ., 631 F.2d 178 (2d Cir. 1980); Jones v. Roy, 202 F.R.D. 658 (M.Ala 2001).
- 29) Hunter v. Atchison, T. & S. F. Ry. Co., 188F. 2d 294 (7<sup>th</sup> Cir. 1951), cert. denied 342 U.S.819.しかし、次の判例と比較せよ。in La Mar v. H & B Novelty & Loan Co., 489 F.2d 461 (9<sup>th</sup> Cir.1973).
- 30) Fed. Civ. Proc. Rule 23(a) (1).
- 31) Robidoux v.Celani,987 F.3d 931(2d Cir.1993);Schwartz v. dana Corp./Parish Div., 196F. R.D.275 (E.D.Pa2000).
- 32) E. g., Patrykus .Gomilla, 121F.R.D.357 (N.D.Ill.1988); Armsteadv.Pingree, 629F.Supp.273 (M.D.Fla.1986).
- 33) E.g., Dirks v. Clayton Brokerage Co. of St. Louis Inc., 105 F.R.D.125 91 F.R.D.64 (E.D.Wis.1981).
- 34) E.g., Garcir v.Gloor, 618 F. 2d 264 (5<sup>th</sup> Cir.1980). cert. denied 449 U.S.1113;Markham v. White, 171F.R.D.217 (N.D.Ill.1997).
- 35) Fed. Civ.Proc.Rule 23 (a) (2).
- 36) Forbush v.J.C.Penney, 99 4 F.2d 1101 (5<sup>th</sup> Cir.1993); Berwecky v.Bear, Stearns & Co., 197 F.R.D. 65 (S.D.N.Y2000).
- 37) E .g., Jordan v.County of Los Angeles, 669 F.2d 1311 (9<sup>th</sup> Cir. 1982); Doe v.Los Angeles Unified School Dist., 48 F. Supp. 2d 1233 (C.D.Cal.1999); Christman v. American Cyanamid Co., 92 F.R.D.441 (D.W.Va.1981).
- 38) E.g., Lumpkin v. E.I. Du Pont de Nemours & Co., 161 F.R.D. 480 (M.D.Ga.1995); Stewart v. Winter, 87 F.R.D. 760 (N.D.Miss.1980), affirmed 669 F.2d 328 (5<sup>th</sup> Cir.1982)
- 39) Fed. Civ. Proc .Rule 23 (a) (3).
- 40) 典型的な要請は、詳細に次に論じられている。7A C. Wright, A. Miller & M. Kane,

Civil 3d§ 1764.

- 41) E. g., Inmates of the Attica Correctional Facility v. Rockefeller, 453 F.2d 12 (2d Cir. 1971); Anderson v. Garner, 22F.Supp. 2d 1379 (N.D.Ga.1997).
- 42) See Rosado v. Wyman, 322 F. Supp. 1173, 1193 (E.D.N.Y.1970), affirmed on other grounds 437 F.2d 619 (2d Cir 1970), affirmed without opinion 402 U.S.991, 91S.Ct. 2169, 29 L.Ed.2d 757 (1971).See also Gonzales v. Cassidy, 474 F.2d 67 (5<sup>th</sup> Cir.1973).
- 43) Degnan, Foreword: Adequacy of Representation in Class Actions 60 Calif. L.Rev. 705, 716(1972).
- 44) Markham White, 171 F.R.D.217 (N.D.Ill.1997); Jones v. Blinziner, 536 F.Supp.1181 (N.D.Ind.1982). But compare InsLey v.Joyce, 330 F.Supp.1228 (N.D.Ill.1971) ( クラス・アクションは利益がなく、認められない )
- 45) E.g., Baby Neal for & by Kanter v. Casey, 43 F.3d 48 (3d Cir.1994)